

# 史料研究 『兼仲卿記』紙背文書 正応元年七・八月巻

Historical Document Research : Over-Written Manuscript of "Kanenaka Kyouki" 1288, July and August Scroll  
Kanohki Uranonjo Society

## 勘仲記裏文書の会

本稿は、「史料研究 『兼仲卿記』紙背文書 正応元年二・四・五・六月巻」(本誌一五三集、二〇〇九年一二月。以下「旧稿1」と記す)、「史料研究 『兼仲卿記』紙背文書 正応元年八月巻」(本誌一八六集、二〇一四年三月。以下「旧稿2」と記す)に引き続き、『兼仲卿記』紙背文書のうち正応元年(一二八八)七・八月巻所収の文書を対象に、本文の翻刻・校訂と内容の考察の成果を提示するものである。

『兼仲卿記(勘仲記)』は鎌倉後期中級貴族である勘解由小路兼仲が記した日記で、自筆本は現在、国立歴史民俗博物館に「廣橋家旧蔵記録文書典籍類」(資料番号日一六三二)の一部として所蔵されている。今回校訂・翻刻および研究の対象としたのは、そのうち正応元年七・八月の巻の紙背文書である。ただし、同巻は現在、八月十三日より二十八日まで(資料番号八〇七一一。便宜的に「八月巻」と記す)と、七月一日より八月十三日までの巻(資料番号八〇七一二。便宜的に「七・八月巻」と記す)の二軸に成巻されている。今回は、八月巻(旧稿2)の

後をうけて、七・八月巻所収の紙背文書に関する研究成果を公表の対象とする。なお、『兼仲卿記』およびその紙背文書、記主の勘解由小路兼仲の概要については旧稿1を参照されたい。

七・八月巻に収められている紙背文書は計二三点である。年未詳・年月日未詳の文書が多いが、作成時期が判明もしくは推測し得るものに限って見れば、おおむね建治元年(一二七五)から弘安十一年(一二八八)正月までの範囲となっている。内容的には、伊勢神宮および伊勢国の所領に関する申状・書状類や、摂津国住吉社に関する文書、多武峯九品院院主職相論関係文書などが多く見られる。なお、『鎌倉遺文』未収文書は八点ある。

今回の公表にあたり、二〇一一年三月三日・八月二五日の二度、国立歴史民俗博物館のご厚意により、研究会構成員による原本熟覧を実施した。その際、高橋一樹氏(現・武蔵大学)には種々のご高配を賜った。厚く御礼申し上げる。なお、今回の公表部分の担当・執筆および原本の

熟覧・調査にあたった研究会構成員は以下のとおりである（五十音順）。  
生駒孝臣、木村英一、栗山圭子、曾我部愛、樋口健太郎、古野貢、  
正木有美、松永和浩、水野智之

この文の執筆は木村が、全原稿の取りまとめと編集は樋口が担当した。

【凡例】

- (1) 文書の配列は原本のそれに従った。
- (2) 冒頭に、その巻の通し番号、文書名、『鎌倉遺文』の巻数・文書番号（『鎌』巻―号）の形で記す。また、文書名は『鎌』のそれを適宜改めた。

- (3) 史料本文の字体は、原則として常用漢字を用いた。

- (4) 欠失文字は□・□□、塗抹文字は■で表示し、見せ消ちは抹消文字の左傍にゝを付した。また、文字は見えるが判読できない文字は■で表示し、挿入記号は○を用いた。

- (5) 翻刻・校訂担当者が付した注は、右傍に（―）で記した。

- (6) 改行は原文どおりとした。ただし紙幅の都合などにより、「」を付して追い込みとしたものもある。

- (7) 【語句】には人名・地名その他の事項について記した。「」内の番号は、文書の本文中に付した注番号に対応している。

- (8) 【解説】は当該文書に関する内容や重要事項など、本研究会の成果をまとめた。

- (9) 【墨映文書】は影字の有無を中心に、対応する紙背文書や確認された文字など、最低限の事項を記した。

- (10) 【関連史料】は『兼仲卿記』（表の日記）と紙背文書を中心に掲げた。紙背文書の所収巻については、例えば弘安七年二月巻であれば「弘安七・二紙背」の形で記した。また、正応元年二月・四月・五月・六月巻および八月巻と七・八月巻については「1―①」の形で通し

番号のみ記し、それ以外の巻の場合は『鎌』の巻数・文書番号をあわせて記した。

- (11) 【参考文献】は当該文書全体に関わるものを掲げ、個別の語句のみに関する文献は【語句】の当該項にまわした。
- (12) 各項目末に翻刻・校訂担当者名を記した。

6 正応元年七・八月巻紙背

- ① 某注進状 ○『鎌』一六一―一九七六

処逃出之後興願令同宿事、

〔僧経能者興願之舎兄也、先年殺害神人光綱〕

〔令追放社家輩<sup>(悪党力)</sup>〕

持事、

〔興願所従松石冠者盗犯露頭之間、檢断使懐〕

不動之処、為隱自科、專聖抜刀令差殺事、

〔集置諸国悪党於坊中、或致自国他国之狼〕

或成安倍野引剥等之悪事々、

〔<sup>(右力)</sup>所見聞条々記録如此、委旨不違羅縷、仍注<sup>(進)</sup>〕

〔件、

建治元年七月 日

【語句】〔一〕興願 津守順盛。住吉社神主津守氏の一族。遁世して興願と号す。住吉社神宮寺塔・莊嚴浄土寺別当。弘安元年（一二七八）八月八日、莊嚴浄土寺において自害。

〔二〕経能 興願の兄。

〔三〕 神人光綱 不明。

〔四〕 社家 撰津国住吉社を指す。

〔五〕 松石冠者 不明。

〔六〕 専聖 興願の息子。

〔七〕 安倍野 撰津国東成郡。現大阪市阿倍野区。四天王寺と住吉社の中間に位置し、平安末期から鎌倉期にかけて両者の間で、当地の領有をめぐる堺相論が起こっている。

【解説】ここで悪行を訴えられている興願・経能・専聖の三人は、撰津国住吉社神主津守氏の一族である。この一族は、興願の祖父の證盛以来、住吉社神宮寺塔などの同社境内に所在する諸寺院の別当を代々世襲していた。本文書と同時に作成されたと考えられる建治元年（一二七五）七月十六日興願・最盛等撰出状では、本文書にみえる悪行に加えて、悪党の扶持・神主の館への打入りなどを理由に、社家一同の衆議として興願一族の住吉社からの追放と、神宮寺塔別当職への再任不可の決定がなされている。

【墨映文書】なし。

【関連史料】建治元年七月十六日興願・最盛等撰出状（正応二・四〜五紙背、『鎌』一六一―一九七七）、（年月日未詳）左兵衛尉藤原某等連署状案（6―⑨）。

【参考文献】生駒孝臣「平安・鎌倉期の住吉社境内寺院と津守氏」〔大阪の歴史』七五、二〇一〇年）、加地宏江「津守氏古系図について」〔人文論究』三七―一、一九八七年）、同「津守系図諸本について」〔人文論究』四八―四、一九九九年）、同「藤井本津守系図について」〔関西学院史学』二八、二〇〇一年）。

（生駒孝臣）

② 前参河守某書状

○『鎌』未収

御所望事、以此旨

具可御奏聞之由

候也、恐々謹言、

正月七日 前参河守（草名）

【語句】〔二〕前参河守 年代等確定できないため不明。

【墨映文書】なし。

（古野真）

③ 某書状 ○『鎌』未収

申御沙汰候、互奉□

之志候之間、如此申入候□

随御計可存知候、恐□

謹言、

正月三日

右少弁殿

【語句】〔二〕右少弁 勘解由小路兼仲カ。

【解説】本文書は正応元年（一二八八）八月紙背に書かれている。本文書の二通前に貼り継がれている「某注進状」は建治元年（一二七五）の年紀を持つ。また本文書の後ろ二通は、いずれも弘安十年（一二八七）と推測されている（『鎌倉遺文』参照）。一方、勘解由小路兼仲は弘安十年十二月十日、前任の平仲兼が左少弁となったことを受け、右少弁に任じられ、翌弘安十一年（正応元年）十月二十七日に左少弁となるまで務めている（『弁官補任』）。以上の点から、本文書の右少弁を勘解由小路兼仲と推測した。この推測が成り立つならば、本文書の「正

月三日」を弘安十一年とすることができるとする。

【墨映文書】なし。

(古野真)

④ 神祇権大副大中臣某挙状 ○『鎌』第二一―一六三二八

進上

正四位上度会神主邦房申状一通

外宮祓宜職可被加任由事

右、向後祓宜職加任事、雖非無思慮候、

無雜怠而、被改替之間、難供奉廿年

□度遷宮之由、歎申之旨、不便之次第

候歟、邦房許被許加補之條、可為何様

哉、依難抑留、執 奏候也、以此旨可令申□

□給候、恐惶謹言、

八月一日 神祇権大副大中臣(花押)

進上 四位大史殿

【語句】(一) 正四位上度会神主邦房 度会氏は伊勢の豊受大神宮(外

宮)の禰宜を務めた一族。「度会氏系図」(徴古館所蔵、『続群書類従』

卷一七九)によると、邦房は盛房の子とある。弘安十年七月日度会神

主邦房解(『鎌』二一―一六三二〇)に自らのことを「七旬有餘之老躰」

と記している。

(二) 加任 寺社において、ある職に定員外で補任されること。

(三) 神祇権大副大中臣 花押の形状より大中臣定世と推定される(『鎌』

二一―一六三二一・一六三七〇・一六四一〇参照)。

(四) 四位大史 小槻秀氏、あるいは小槻顕衡。弘安十年二月一日、と

もに左大史に還任される(兼仲卿記同日条)。このとき従四位下。『兼仲卿記』弘安十一年十月二十七日条に四位大史とみえる。『兼仲卿記』紙背文書には小槻秀氏の文書がいくつか見られるので(『鎌』二一―一六二五九・一六三二一・一六三七四・一六三七五)、本文書は小槻秀氏にあてたものか。

【解説】神祇権大副大中臣某(定世カ)が度会邦房に外宮禰宜職を補任されるよう執奏した挙状。弘安十年の発給か。なお、弘安十年七月に度会邦房は度会行忠の外宮禰宜職を改替し、自らが加任されるよう申請した(『鎌』二一―一六三二〇)。ここには外宮と内宮の禰宜職が増員された永延元年(九八七)十二月以降の経緯が略記されている。行忠は伊勢神道の興隆に大きく貢献した人物である。

【墨映文書】なし。

【関連史料】弘安十年七月日度会邦房解(『鎌』二一―一六三一〇)。

【参考文献】鎌田純一『中世伊勢神道の研究』(続群書類従完成会、一九九八年)、平泉隆房『中世伊勢神宮史の研究』(吉川弘文館、二〇〇六年)。(水野智之)

⑤ 神祇権大副大中臣某申状 ○『鎌』二一―一六四一〇

去九月外宮遷宮夜、宮中

刃傷人事、就祓宜等解状

重言上候之處、于今無御左右

候之間、与奪緩怠之由、祓宜等頻鬱

申候、粹絶常篇候、忝可

有申御沙汰候、仍言上如件、

十二月三日 神祇権大副大中臣(花押)

謹上 藏人少輔殿

【語句】(一) 外宮遷宮 外宮は豊受大神宮(伊勢市豊川町)。外宮の遷宮(造替)は二〇年に一度の式年で行われる。

(二) 祢宜 伊勢神宮では祭主・宮司庁(大中臣氏)の下に禰宜・権禰宜が本宮庁(禰宜庁)を構成する。内宮禰宜庁の荒木田氏に対し、外宮禰宜庁は度会氏が占める。

(三) 神祇権大副 花押は伊勢神宮祭主の大中臣(岩出)定世のもの(花押カードデータベース)東京大学史料編纂所HP)。定世については⑤―③参照。

(四) 藏人少輔 勘解由小路兼仲。藏人少輔は弘安七年(一二八四)正月十三日(同十年十二月二十日(職事補任))。

【解説】三ヶ月前の外宮遷宮の夜に起きた神宮内での刃傷事件について、神祇権大副が朝廷に再度対応を求めたもの。ここでの神祇権大副は神宮禰宜の解状を上申していることから、祭主の任にあると考えられる。大中臣定世の祭主、兼仲の藏人少輔在任期のうち、外宮の遷宮は弘安八年九月四日の仮殿遷宮、同十年九月十五日の正遷宮がある。いずれも九月で、他の史料で刃傷沙汰の存在は確認できない。ただし後者は遷宮当日に天平賀六五九口が参宮雑人によって破壊される事件が生じている(『兼仲卿記』弘安十年十月二十四日条、同十一年二月九日条、『鎌』二二―一六三三八・一六三三九)。さらに新殿・古殿の心御柱、宝殿、神宝などの破損が相次いだ(『兼仲卿記』弘安十年十月二十七日条、『鎌』二二―一六三七三、同十一年二月七日条、『鎌』二二―一六三六一、九日条、『鎌』二二―一六三八九、『公衡公記』同十一年正月十一日条、『鎌』二二―一六四七九・一六四八〇)。この異常事態を外宮は朝廷へ報告したが、朝廷の反応は鈍く、年が明けた正月からようやく軒廊御卜を行い、対策を講じ始めた。この刃傷事件への対応の遅れも、度重なる異常事態のなかで理解すべきものだろう。なお弘

安・正応年間(一二七八〜九三三)には伊勢遷宮自体、役夫工徴収の不調、柚山の良材枯渴(『公衡公記』弘安六年七月七日条)に祭主・大宮司両職をめぐる争いが絡み、遅延が目立つようになっていた。

【墨映文書】なし。

【参考文献】棚橋光男「中世伊勢神宮領の形成」(『中世成立期の法と国家』塙書房、一九八三年、初出一九七五年)、平泉隆房「鎌倉中期の遷宮とその問題点」(『中世伊勢神宮史の研究』吉川弘文館、二〇〇六年)。(松永和浩)

⑥ 九品院院主栄範重陳状 ○『鎌』二二―一六〇一〇(第一紙)

〔多〕武峯寺九品院院主栄範重弁申、

〔三〕良忠重濫訴一一無其謂上者、早被停止無尽□□

〔副力〕訴、栄範可預 御成敗□事、

〔進〕

□通 二条殿御下知状案并御宛文案

□通 多武峯執行三綱中御下知状案

□通 良賀法印注置証文案

□通 多武峯多楽院内九品院注置状案

□通 院内宛文案

□通 自二条殿被仰付一乘院家状案

〔良〕忠重申状云、九品院之造営、非栄範私力、還贖物□□

〔重科云々取詮〕此段、坊舎營作之私力、寺中無隠、人皆知□

〔良忠申状者、院内何可申補于栄範哉、尋器量□

〔然之処、今良忠奸懸心于南洲仏田等之日、企虚□(証力)□

□偽訴者也、弥住貪欲、致院中荒廢之濫妨、尤仰□

〔訴状云、致 公家・武家之御祈禱之事者、非制之限、但(当カ)□  
者、於所務者、尤奉仰 撰録御成敗之条、先傍例□、  
□次(録カ)之□□□□□□□□□□  
□□□□□□□□□□<sup>(録カ)</sup>抄(抄カ)採(採カ)申(申カ)カ

【語句】(一) 九品院 (二) 栄範 (三) 良忠 (四) 二条殿 (五) 良賀法印

〔六〕 多楽院 (八) 南湖 5―④・⑤および6―②①参照。

〔七〕 一乘院家 信昭。近衛兼経息。建長六年(一二五四)院務。弘安九年(一二八六)六月十四日没。文永十年(一二七三)四月十六日、

建治二年(一二七六)七月十二日・弘安二年十二月十日、同四年四月六日興福寺别当(『興福寺略年代記』、大山喬平「近衛家と南都一乘院」同「ゆるやかなカースト社会・中世日本」校倉書房、二〇〇三年)。

【解説】弘安九年(一二八六)、多武峯寺内九品院の院主職およびその所領である大和国稲(南) 洲荘内塔堂・干川両名をめぐり、寺僧の良忠と栄範の間で繰り広げられた相論に関する文書の一点で、訴人良忠の主張に反駁を加えた論人栄範の重陳状である。副進文書のうち五点目までは5―⑤のそれと一致するが、「自二条殿被仰付一乘院家状案」・「九品院堂塔仏具等破却注進状」は5―⑤に見えないことから、本文書は5―⑤(二答状)より後に作成された三答状の一部と考えられる。後欠部分の一部は、関連文書全体の分析から、弘安九年十月日栄範重陳状(正応二・四、五紙背、『鎌』二二―一六〇―一一)と推測される。なお、5―④・⑤および6―②①も参照のこと。

【墨映文書】なし。

(木村英一)

⑦ 某拳状 ○『鎌』二二―一六六八三

前権少副隆逸与外宮一棟(金)□

貞尚(三)訴論伊良胡御厨内□  
却地事、任被仰下之旨、加下□  
候之処、貞尚請文謹進上□  
子細載状候、京都被管之□  
際可被定下候坎、以此旨可有  
御披露候、仍言上如件、

【語句】(一) 隆逸 大中臣隆逸。正四位下権少副(『大中臣系図』『続群書類従』卷一七七)。

(二) 貞尚 度会貞尚。外宮一禰宜(『度会系図』『続群書類従』卷一七九)。

(三) 伊良胡御厨 三河国渥美郡に所在した伊勢神宮(外宮)を本所とする神領。現愛知県田原市。建久十年(一一九九)に、將軍源頼家の代替わりの宿願として地頭職が停止され、神宮に寄進された関東寄進御厨。

【解説】鎌倉時代末期、幕府は、現在確認できる限りで弘安・正安・正和の三度の神領興行法を発令した。神領興行法とは、「かつて仏寺神社に所縁のあった所領を、現在の権利関係を無視して、すべて仏神に返却させる」という法令で、買得などで神領を手にした「非器」の輩の当知行が停止され、所領は寄進時の由緒がある本主子孫に返却された。本文書はこのうち弘安の神領興行法に関するもの。伊良胡御厨内神田のうち「武家被管・甲乙人知行地」はこの法令により没収され、寄進時の給主の近流にあたる外宮禰宜貞尚が領有することとなった。貞尚はさらに祭主大中臣家庶流の隆逸を「非器」とみなして、その権利を侵犯したため、隆逸は公家法廷に訴した。雑評評定での判断は、神領興行法により没収された「関東避進之分」については、貞尚の領有を認めたものの、「京都之輩領知分」「京都被管之輩領知」については、

神領興行の適用外であるとして、貞尚の濫妨を否定した。しかし、この判断に対して貞尚は、いかなる人間を京都被管と考えるべきなのか、京都被管の認定基準の明確化を公家法廷に要求した。神宮の係争は祭主を通じて公家法廷に伝えられる。本文書は、上記の点をただした「貞尚請文」に添えられた祭主大中臣定世の挙状と考えられる。

【墨映文書】なし。

【関連史料】『兼仲卿記』弘安九年十二月三日条、(弘安九年)後十二月七日度会貞尚申状(正応元・十一紙背、『鎌』二二―一六〇九二)。

【参考文献】海津一朗『中世の変革と徳政』(吉川弘文館、一九九四年)。

(栗山圭子)

⑧ 某申状 ○『鎌』未収

隆直朝臣申大河土御厨并桑名

神戸地頭職事、於為 関東寄附

地者可有子細、以沙汰未断之間、可

両方所務之由、任被仰下之旨、即加下知

但於当神戸者、依地頭職<sup>〔四〕</sup>建治年中

前祭主隆蔭卿之時、関東為御祈祷<sup>〔五〕</sup>

当職被寄附給、仍月別勤行千度

被毎年進大麻之御祈祷料所候、而隆

朝臣不賜関東御教書、不得亡父讓状、不

一紙所見申止所務候之条、不可然候歟、或

御祈祷料所事、為 聖断、於彼止所務者、

【語句】(一)隆直朝臣 大中臣氏。伊勢神宮第五五八代祭主。隆蔭の子。祭主在任は正応元年(一二八八)十二月十九日、同二年十二

月二十五日、永仁五年(一二九七)十二月二十五日、同六年十二月二十五日(死去)。永仁六年十月十九日、従三位に叙され、公卿に列する(以上、「祭主補任」『神道大系 神宮編四・太神宮補任集成(上)』による)。

(二)大河土御厨 武蔵国埼玉郡・足立郡内。現在の埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸を中心に、松伏町から越谷市辺りにかけての利根川流域一帯とされる。『吾妻鏡』寿永三年(一一八四)正月三日条によれば、本来頼朝の相伝家領であったが、公私の祈禱のために伊勢豊受太神宮(外宮)に寄進し、権神主度会光親をもって知行させたという。

(三)桑名神戸 伊勢国桑名郡内。現在の三重県桑名市大福を中心とする地域。中世伊勢神宮における神戸とは、神郡(伊勢国多気郡・度会郡)以外の諸郡に設定された神宮領をさし、飯高神戸・志神戸・安濃神戸・鈴鹿神戸・河曲神戸・桑名神戸は「六処神戸」と総称された(棚橋光男「中世伊勢神宮領の形成」『中世成立期の法と国家』塙書房、一九八三年)三一―三頁)。桑名神戸の地頭職は建治元年(一二七五)十月、鎌倉幕府により「異国降伏」のため、伊勢神宮に寄進されている(関東寄進状案「正応元・九紙背、『鎌』一六一―二〇六五」)。

(四)建治年中 西暦一二七五―一二七八年。

(五)前祭主隆蔭卿 大中臣氏。伊勢神宮第五〇・五三代祭主。隆通二男。祭主在任は正応元年(一二五九)七月十五日、文永六年(一二六九)月日不明、文永十一年(一二七四)十一月十八日、弘安二年(一二七九)十二月二十一日(死去)。文応元年(一二六〇)十一月十五日、従三位に叙され、公卿に列した(以上、「祭主補任」『神道大系 神宮編四・太神宮補任集成(上)』による)。

【解説】大河土御厨・桑名神戸地頭職の所務返付を求めた申状。関連史料から、大河土御厨・桑名神戸地頭職をめぐっては、「相伝知行」を主張する前祭主大中臣隆直と、神領として社家への返付を命じる祭主大

中臣定世が対立しており、本文書の作成者は定世と推定される。海津一朗氏によれば、鎌倉時代、伊勢神宮では神官たちに「分附神領」として職分に応じた給付田を宛て行っていたが、その後、家産として代々相伝されるとともに神宮の管理下から離れることが多かつたという。祭主は弘安の神領興行を受け、私領化していた「分附神領」の社家への返付を求めて訴訟を起したが、『兼仲卿記』弘安十年八月十七日条には「隆直朝臣申分附神領事、任祭主申請、被返付了」とあるから、本相論もこうした「分附神領」の帰属をめぐる相論であったことがわかる。ただ、大河土御厨・桑名神戸地頭職は関東寄進地であったため、祭主の訴えはすぐには認められず、本文書によれば、これ以前、裁定が下されないで、双方の所務が停止されたことがわかる。本文書は祭主定世側が所務停止への不満を述べたもので、弘安十年十一月日某申状では、改めて両所知行が停止されたため、関東祈禱が退転しているとし、返付を命じる院宣の発給を求めている。

【墨映文書】なし。

【関連史料】弘安十年十一月日某申状（正応二・四〜五紙背、『鎌』二二一―一六〇四九）、（年月日未詳）大中臣隆直書状（正応二・九〜十紙背、『鎌』二二一―一六〇五二）、（年月日未詳）大中臣隆直請文（正応元・九紙背、『鎌』二二一―一六〇五〇）、（年月日未詳）大中臣隆直申状（正応元・十紙背、『鎌』二二一―一六〇五一）、（年月日未詳）某書状（6―13）。

【参考文献】森茂暁「申状の世界―兼仲卿記紙背に見る訴訟―」（『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年）。稲本紀昭「伊勢国益田・桑名神戸雑考」（『三重県史研究』七号、一九九二年）。海津一朗「弘安徳政の展開」（『中世の変革と徳政』吉川弘文館、一九九四年）。

（樋口健太郎）

⑨ 左兵衛尉藤原某等連署状案

○『鎌』一六一―一九七七（第六紙）

左兵衛尉藤原朝臣□  
左兵衛尉中原朝臣清繼□□  
左兵衛尉藤原朝臣資範□  
右衛門少尉橘朝臣能兼<sup>在</sup>□  
左衛門少尉橘朝臣義定<sup>在</sup>□  
左衛門少尉藤原朝臣長綱<sup>在</sup>□  
左衛門少尉菅野朝臣惟氏<sup>在</sup>□  
左衛門少尉中原朝臣行仲<sup>在</sup>□  
左衛門少尉大中臣為清<sup>在</sup>□  
左衛門少尉橘朝臣康季<sup>在</sup>□  
左衛門少尉大江朝臣為村<sup>在</sup>□  
左衛門少尉中原朝臣行繼<sup>在</sup>□  
左衛門少尉<sup>六</sup>中原朝臣行氏<sup>在</sup>□  
左衛門少尉中原朝臣行季<sup>在</sup>□  
左衛門少尉大江朝臣□  
左衛門少尉藤原朝臣長家<sup>在</sup>□  
左近将監菅野朝臣良盛<sup>在</sup>□  
宮内丞橘朝臣康家<sup>在</sup>□  
刑部丞藤原朝臣良行<sup>在</sup>□  
治部丞藤原朝臣範村<sup>在</sup>□  
治部丞菅野朝臣頼繼<sup>在</sup>□  
中務丞大江朝臣家親<sup>在</sup>□  
雅楽允菅野朝臣惟員<sup>在</sup>□  
内舍人菅野朝臣師泰<sup>在</sup>□  
散位<sup>九</sup>中原朝臣行広<sup>在</sup>□



【語句】(一) 中原朝臣清繼 嘉禎四年(一二三八)九月七日に「正六位上中原朝臣清繼」がみえる(『鎌』七一五三〇〇)。

(二) 藤原朝臣資範 永仁二年(一二九四)正月六日に叙従五位下(『鎌』二四一八四五〇)。

(三) 橘朝臣能兼(弘安九年カ)二月二十一日に少将所望(『鎌』二一一五八二四)。

(四) 菅野朝臣惟氏 西園寺家家司。正応二年(一二八九)十月十八日の西園寺実兼任大臣大饗に諸大夫として奉仕(『兼仲卿記』同日条)。

永仁二年正月六日に叙従五位下(『鎌』二四一八四五〇)。

(五) 中原朝臣行繼 永仁二年正月六日に叙従五位下(『鎌』二四一八四五〇)。

(六) 中原朝臣行氏 嘉元四年(一二三〇六)三月三十日に任左兵衛尉(『鎌』二九一二五九一)。

(七) 藤原朝臣長家 弘安九年(一二八六)五月九日の新日吉小五月会で流鏑馬五番を沙汰した「出羽二郎左衛門尉藤原長家」がみえる(『兼仲卿記』同日条)。

(八) 大江朝臣家親 弘安七年十二月二十二日の後宇多天皇の節分方違行幸に「近将左」として供奉した「家親朝臣」がみえる(『兼仲卿記』同日条)。

(九) 中原朝臣行広 伏見天皇の下北面(『兼仲卿記』弘安十一年十月二十一日条)。正応二年十月十日には將軍久明親王(後深草息)の関東下向に下北面として供奉した(『兼仲卿記』同日条)。

【解説】ここに署名した人物の官職をみると、ほとんどが兵衛尉・衛門府の尉・少尉、刑部省・宮内省など八省の丞といった三等官であり、位階は六〜七位に相当する。また武官が多くを占め、明法家の中原氏も含まれる。このことから、署名者は検非違使の官人と推測される。

だがこの署名が何に関するものかは不明である。唯一の手懸りは、

『鎌倉遺文』が当該文書を建治元年(一二七五)七月十六日興願一族擯出状(『兼仲卿記』正応二・四〜五紙背)と接続した点である。この史料は摂津国一宮住吉社の神宮寺寺僧と思われる興願以下一族を、種々の悪行を理由に「部内」から追放することを決定した連署状である。署名者は僧・神官・神奴の他、本史料と同様に武官がみえる。但し『鎌倉遺文』がこれと一体のものと判断した根拠は定かでない。今後の検討が待たれる。

【墨映文書】ありカ。「左馬□」「左兵□」カ。本文書と同様の連署状カ(重複。薄くて読めず)。

【関連史料】『兼仲卿記』永仁二年正月六日条、建治元年七月十六日興願一族擯出状(正応二・四〜五紙背、『鎌』一六一一九七七)。

(松永和浩)

⑩ 神祇大副兼□書状 ○『鎌』二一一一六二七七

□<sup>(御)</sup>体御下齋卜、明日必定之由相存候之□

□阿波国亀甲于今不弁済候之上、参役□

□臣雖相催在京官人等候、面々对捍候□

□少副宣世、今月当番候之間、夜前上洛□

□<sup>(度力)</sup>々々相催候之処、不令領状候、然者給御教□

□□□付候、亀甲事、無厳密之御沙汰者、□

□□□候、同給御教書、可令付国司候、□

□<sup>(恐)</sup>惶謹言、

六月六日 神祇大副「兼□」

進上 藏人少輔殿

【語句】(一) 御体御下 主上の大御体の御上を下さい、その卜兆に現れたところを奏上する儀式。毎年六月・十二月の月初めに中臣が卜部を率いて神祇官に籠居潔斎し、九日に卜を終わり、十日に上奏した。

(二) 亀甲 卜に使用する。『延喜式』によれば、年中に使用する亀甲の調進は紀伊・阿波・土佐の三国に宛てられた(『古事類苑』神祇部四二「亀卜」)。

(三) 在京官人 ここでは卜を行うために在京する神祇官の官人。大中臣氏のうち、伊勢に在国する神祇官との対比的な表現と考えられる。

(四) 宣世 大中臣氏。神祇少副。伊勢神宮祭主従二位大中臣能隆の曾孫、権大副隆宣の嫡孫、権少副隆有長男(『鎌』一六一―二三八八)。能隆は九条兼実や源頼朝に対し、祭主としては異例の私祈禱を行い、建久九年(一一九八)祭主職の父子相続を初めて実現させ、能隆父子三人で約六〇年間祭主職を独占した。以後、能隆とその子隆通の子孫である岩出流祭主家が、大中臣氏の本流の地位を確立した。

(五) 国司 阿波国司。御体御下の亀甲の弁済を領状した(年末詳)六月十日阿波守俊衡請文(『鎌』一九一―四四七)が『兼仲卿記』裏文書にあるが、弘安四年八月・九月巻の紙背であり、後述のように年代が合わず、本史料とは直接関係しない。

(六) 兼□ 卜部氏。卜部氏は卜兆を業とし、大中臣氏とともに神祇官の次官(副)の地位を継承(『神道史大辞典』)。

(七) 蔵人少輔 勘解由小路兼仲。蔵人少輔は弘安七年(一二八四)正月十三日〜同年十二月二十日(『職事補任』)。

【解説】御体御下の斎卜について、使用する亀甲を阿波国が弁済せず、在京する神祇官人は参役を拒否する状況に対し、厳密な催促を行うため阿波国司と神祇少副宣世に御教書(綸旨)を発給するよう、神祇大副兼□が兼仲に要求した書状。年次について、『鎌倉遺文』は弘安十年と比定している。確かに兼仲の官歴からその可能性は十分あるが、次

の点から弘安七年に注目したい。まず弘安七年六月十一日に宣世の在京が確認できる(『兼仲卿記』同日条)。次に『兼仲卿記』紙背文書のなかに、御体御卜について「神祇大副兼□」から蔵人少輔へ宛てた六月十日付の書状があり、筆跡も近い(『鎌』二二―一五九一三)。この文書を『鎌倉遺文』は根拠不明ながら弘安九年に比定しているが、文中の「来十三日 行幸」が弘安七年六月十三日の万里小路殿行幸(『統史愚抄』同日条所引『兼仲卿記』)を指し、弘安七年とすべきである。関連史料の存在から、弘安七年を有力視したい。

【墨映文書】楷書体の墨影あり。

□□

早任先例：

……事

……

……

……

弘安十年九月廿四日

【関連史料】『兼仲卿記』弘安七年六月十一日条、(弘安七年<sup>カ</sup>)六月十日神祇大副兼□書状(正応二・四紙背、『鎌』二二―一五九一三)。

【参考文献】岡田莊司「中世の大中臣祭主家」(藤波家文書研究会編『天中臣祭主藤波家の歴史』続群書類従完成会、一九九三年)。

(松永和浩)

⑪ 良忠重申状 ○『鎌』二二―一五九五六

至于未来際、為門葉安堵、令付置後坊者也、全不可有□□<sup>(他カ)</sup>  
□□之処、永範非彼門弟、而令殺害院主良性、盜取置文□□<sup>(采二)</sup>

〔三〕对于良賀之門弟、致遺跡相論之条、希代之濫吹、尤背□□

〔四〕也、付冥付頭、争可有御許容哉、同状云、於院主職者、(為力)□□

〔五〕沙汰、令定補畢云々、此条良性之遺領遺跡者、停止峯□□

〔六〕妨可為良筭之進退之旨、去建治二年五月十七日任法家□□(為力)

〔七〕長者宣畢、何背御下知并本願之置文、私令補任□□(院)

〔八〕之由、可掠申之哉、猛悪奸謀之陳状、非御信用之限、所詮、□□

〔九〕良忠於九品院々主職、且被停止所領違乱、且被糺返賊□□(為力)

〔十〕之後、為被行其身於強盜殺害之重科、重言上如件、(等)

弘安九年七月 日

【語句】(一) 永範 (二) 良性 (三) 良賀 (四) 良算 5—④・⑤および6—②①参照。

【解説】弘安九年(一二八六)に多武峯寺僧の良忠と栄範の間で繰り広げられた九品院院主職とその所領をめぐる相論に関する訴状。弘安九年六月日栄範陳状をうけて出された二問状と思われる。詳細は5—④・⑤と6—②①の【解説】・【関連史料】・【参考文献】を参照。

【墨映文書】なし。

(正木有美)

⑫ 包紙 ○『鎌』未収

(墨付)

又進上候

□□(兼力)

【墨映文書】なし。

(正木有美)

⑬ 某書状 ○『鎌』未収

〔一〕両村事、可有御尋祭主

〔二〕定世朝臣歎之由、及御沙汰候□□(歎力)

此事訴陳已無所残候之□□

就何御不審、可有御尋彼朝□□

候哉、隆直飽帯別相伝之由□□

足領掌仁之条、前々言上事□□

候了、定得御意候歎、其子□□

関東御下知等炳焉候、仍□□

□□

【語句】(一) 両村 大河土御厨と桑名神戸を指す。両所については、6—⑧【解説】を参照。

〔二〕祭主定世朝臣 大中臣定世。

〔三〕隆直 大中臣隆直。岩出棚橋家。大中臣定世の従兄弟。

【解説】弘安十年(一二八七)八月二日に発生した大河土御厨・桑名神戸をめぐる大中臣定世と大中臣隆直の相論の関連文書。隆直の訴えにより双方の所務を停止されたのをうけた定世が、同年十一月に知行の返付を朝廷に訴えた。それにより、朝廷は隆直に両所について定世に尋ねるよう命じたのに対し、隆直は本文書で、いかなる不審があつて定世に尋ねるのか、自身は別相伝の由緒を帯びていること、それは関東の下知によって明らかなることを根拠に反発を示している。6—⑧【解説】・【関連史料】参照。

【墨映文書】なし。

【参考文献】海津一朗『中世の変革と徳政』(吉川弘文館、一九九四年)、平泉隆房『中世伊勢神宮史の研究』(吉川弘文館、二〇〇六年)。

⑭ 神祇権大副大中臣某書状 ○『鎌』二二―一六三七〇

(生駒孝臣)

尾張国<sup>(二)</sup>一楊御厨事、子細先<sup>(三)</sup>□

言上候畢、長経朝臣<sup>(著方)</sup>□余田方<sup>(三)</sup>□

雜掌也、不足惣御厨之係望候<sup>(三)</sup>□

隆種又雖令旧領、被許知<sup>(三)</sup>□

之条、及予儀候者、依為神領<sup>(三)</sup>□

付本所、可致毎年正月觀音<sup>(三)</sup>□

供料沙汰候歟、此条、若可有勅<sup>(三)</sup>□

者、西取不違期、供料不闕如之<sup>(開方)</sup>□<sup>(如件方)</sup>

早速可有申御沙汰候乎、仍言上<sup>(三)</sup>□

十月十八日 神祇権大副大中臣(花押)

謹上 藏人大進殿<sup>(五)</sup>

【語句】(一) 一楊御厨 尾張国愛知郡内。現在地は愛知県名古屋市中村区・中川区の庄内川下流左岸一帯に比定される。余田方・伊勢方(中郷・西郷)などからなる。

(二) 長経朝臣 菅原長経カ。菅原長経は正応三年(一二九〇)に従三位に叙されている(『公卿補任』)。5―13参照。

(三) 隆種 大中臣隆種。大中臣隆通の子で岩出流の隆世や岩出棚橋流の隆蔭らの兄弟にあたる(『大中臣系図』『統群書類従』卷一七七)。正応元年(一二八八)に神祇祐(『兼仲卿記』同年十月二十一日条)。

(四) 神祇権大副大中臣 『鎌倉遺文』は当文書を「弘安十年カ」とするが、『兼仲卿記』弘安十年(一二八七)十月二十七日条に、「神祇権大副大中臣朝臣定世」の名がみえる。

〔五〕藏人大進 不明。『鎌倉遺文』の「弘安十年カ」とする指摘に従うならば、藤原頼藤か。

【解説】尾張国一楊御厨は、主に余田方と伊勢方に領主権が分割され、建久十年(一一九九)に地頭が停止された後は、伊勢方では弘長元年(一二六一)に内宮の「上分口入米」が大中臣某によって外宮に寄進されている(弘長元年六月十五日大中臣某寄進状案『鎌』一一一―八六五八)。また弘安七年には「伊勢神宮領一楊御厨事」が院評定ではかられており、この時の訴訟が本文書に関係している可能性もある(『兼仲卿記』同年十一月十二日条)。なお本文書にみえるように一楊御厨は本所外宮に付されたようであるが、この措置を不服として、隆種の子隆憲の代の正中年間(一二三四―二六)まで相論が続いている。一方の余田方は、妙法院門跡領としてみえる(康永三年七月日亮性法親王庁解文『大日本史料』六一―八)。これは天福元年(一二三三)に、尊性法親王が後堀河院に充てた書状に「一楊院宣」の語が頻出することから、天台座主で妙法院中興とされる同法親王の段階で、その所領に施入された可能性が高い(山城真経寺所藏法華経裏文書「尊性法親王消息集(翻摺法華経紙背)」(『向日市史 史料編』向日市、一九八八年)。

【墨映文書】楷書体の墨影あり。「間関東」、「寄進之神領」□、「勤行」。(曾我部愛)

⑮ 某重申状 ○『鎌』二二―一六〇一〇(第二紙)

宮祢宜競望之篇者、追可被糺明者哉、仍粗重言上如件、

弘安九年十月 日

【解説】『鎌倉遺文』は本文書を(年月日未詳)九品院院主栄範重陳状(6―6)に継いでいるが、「宮祢宜」という語からみて別文書と考え

られる。6―⑥参照。

【墨映文書】なし。

(曾我部愛)

⑩ 津守国平書状 ○『鎌』二二―一六〇七三

神〔一〕殿修理并上客殿〔二〕□

功人中、棟国〔三〕一階未叙之分、

子細先日度々申入候畢、

自余雜任分者、雖有人数、

用途不幾候、此一階分、雖□

候員数多候、未叙□

事行候、近日可有除目

之由承候、殊可有申御沙汰□

国平誠恐謹言、

十二月廿一日 神主津守国〔四〕平〔平〕

【語句】〔一〕神殿 住吉社の神殿。当社は四つの神殿を持ち、いずれも

「桁行四間四寸、妻二間二尺七寸、軒ノ高ナ自リ礎一丈四尺六寸、棟檜皮葺」である（『住吉松葉大記』巻第十七「間数ノ部十三」〔大阪市史史料』六三三）。

〔二〕上客殿 住吉社の境内にあった殿舎の一つ。『住吉松葉大記』巻第

十七「間数ノ部十三」に「一、上客殿 瓦葺、桁行九間五尺四寸、妻二間二尺、軒高自礎一丈二尺三寸」とある。なお、上客殿よりやや小

振りの下客殿もあった（「一、下客殿 瓦葺、桁行八間一尺三寸、妻二間四寸、軒高自礎九尺八寸」〔同右〕）。

〔三〕棟国 津守棟国。国平息。建長五年（一二五三）五月生、文永六

年（一二六九）正月五日叙従五位下、嘉暦二年（一二二七）十一月

十八日補座摩社神主（津守氏古系図）〔加地宏江「津守氏古系図につ

いて」〕、「住吉社神主并一族系図」『続群書類従』巻一八一。3―⑦

には「散位津守宿禰棟国」と見える。

〔四〕津守国平 住吉社神主津守国平。3―⑦参照。

【解説】住吉社神殿・上客殿修理の成功に関して、津守棟国の叙位がな

されていないので、近日行われる除目において実施されるよう、神主

津守国平が申し入れたもの。国平は弘安八年（一二八五）三月二十七日に没しているので、本文書は同七年以前の成立となる。

【墨映文書】あり。影字は行書体だが、墨が薄く判読は難しい。

【参考文献】加地宏江「津守氏古系図について」『人文論究』三七―一、一九八七年。

⑪ 某書状追而書 ○『鎌』第二二―一六六八四

追啓  
如請取者、庄家沙汰  
人、定令存知候歟、念  
可上進候、  
【墨映文書】なし。  
(水野智之)

⑫ 某書状 ○『鎌』未収

今日御躰御卜 □□〔奏カ〕

事、所々

除目可(参力)

入  処、如何候、

可為啓上候、恐々謹言、

【解説】 6—10参照。

【墨映文書】 あり。(兼力)態(向力)面(向力)。

【関連史料】 (年未詳) 六月六日神祇大副兼書状(6—10)、(弘安十年) 六月十日神祇大副兼書状(鎌二二—一六二七八)。

(水野智之)

①9 某書状 ○『鎌』二六一—一六六八七

乱  者成違乱、或又内膳

左兵衛親秀  神人右近允殺

奉寄貢御所、忝掠成度度之 院宣、成  企(謀領力)之由、披露

曲無極、罪責難遁者也、就中、当御厨之所在、字鳥屋神田者、

重之神田、宛行于作人等之条、治承(田所力)・嘉禎(八)之下文等分

以則永補任  職、寿永二年十二月之任符具也、

御  御  大網上分并塩御贄等、為神宮

御  御  大網上分并塩御贄等、為神宮

親秀・基村等乍為条条重科

領之由、不帶一紙之証文、濫妨之条、可謂准盜哉、凡盜

向謂盜、況嚴重之神領、寄附于領外之秋信、尤可被札行盜

罪  哉、随彼宗清等者、 条条、重科之犯人、 断罪之遅引、

致乱妨者也、又親秀・基村等者為停禁追却之隆村郎從

殺害未赦之犯人也、争得彼等之寄附、以神宮一向進止

成押妨哉、沙汰  及     
 如去年 公家

【語句】

〔一〕内膳 (弘安九年カ) 豊受太神宮神主申状(【関連史料】、以下同) から「内膳司秋信」と判断できる。

〔二〕親秀 隆村の郎從。

〔三〕右近允 詳細不明。

〔四〕当御厨 志摩国麻生浦御厨(豊受太神宮神主申状)。麻生浦は志摩国答志郡内で、現在の三重県鳥羽市生浦湾を中心とした地域。豊受太神宮神主申状によれば、延暦二年(七八三)、山忠生が斎宮領として寄進し、長和二年(一〇一三)、「神宮朝夕御饌料所」として寄せられたという。鎌倉時代になると、斎宮領の衰退とともに伊勢外宮(豊受太神宮)が神田の設定や贄・大網上分の收取等を通して在地の支配を強めていき、知行の一円化を図って地頭と対立した(藤田明良「志摩国」【講座日本荘園史5 北陸地方の荘園・近畿地方の荘園I】吉川弘文館、一九九三年)。

〔五〕鳥屋神田 麻生浦御厨内と思われるが、現在地不詳。

〔六〕治承・嘉禎之下文 治承は「治承三年六月十六日神田充文案」、嘉禎は「嘉禎四年十一月二日・廿八日・廿九日神田下文」(豊受太神宮神主解)。治承三年は西暦一七九九年、嘉禎四年は西暦一七八八年。

〔七〕則永 豊受太神宮神主申状に「寿永二年十二月以則永補任田所職」とみえる。寿永二年は西暦一一八三年。

〔八〕寿永二年十二月之任符 則永を田所職に補任した文書(七)参照。

〔九〕御  御  大網上分 (弘安九年カ) 豊受太神宮神主申状に「三度御祭御贄大網上分及塩御贄等事」とある。

〔一〇〕基村 隆村の郎從。

〔一一〕秋信 内膳司（豊受太神宮神主申状）。本訴訟の論人の一人。  
〔一二〕宗清 齋宮前大允（豊受太神宮神主申状）。本訴訟の論人の一人。  
弘安十年（一二八七）の伊勢国牛庭御厨境界相論でも、「国中悪行人」として訴えられている（弘安十年十月日兼重王解〔正応元・十紙背、『鎌』二一―一六三八五〕）。

〔一三〕隆村 麻生浦御厨地頭。弘安八年（一二八五）、神物を犯用した罪で伊勢外宮に訴えられ、同年二月二十八日、関東下知状によって地頭職を停廃された（豊受太神宮神主申状、『新編追加』一八一条）。

【解説】麻生浦御厨内の鳥屋神田等の所領について、豊受太神宮（伊勢外宮）が内膳司秋信・齋宮前大允宗清による押領の停止を求め、公家の法廷に訴えた申状。秋信・宗清は親秀・基村なる者から所領を寄附され、院宣を得たと称していたが、外宮側は親秀・基村は追却された地頭隆村の郎従で、「殺害未赦免之犯人」であるとして、彼らの支配に正当性がないと訴えている。（弘安九年カ）豊受太神宮神主申状は本文書と内容が重なっており、海津一朗氏は本文書を豊受太神宮神主申状の後半部分に比定している。

【墨映文書】なし。

【関連史料】（弘安九年カ）八月二十八日神祇権大副大中臣定世拳状（正応二・正三紙背、『鎌』二一―一六三三七）、（弘安九年カ）豊受太神宮神主申状（正応二・四五紙背、『鎌』二一―一六五〇三）、大中臣某書状（正応二・正三紙背、『鎌』二一―一六七二四）。

【参考文献】海津一朗「弘安の神領興行法」〔『中世の変革と徳政』吉川弘文館、一九九四年〕。

（樋口健太郎）

20・21 良忠申状 ○『鎌』二一―一六〇〇九

多武峯寺僧良忠謹言上、

請被殊蒙 恩裁、停止当寺僧永範当国稻湖庄内□□  
干河両名濫妨、兼改易永範九品院院主、以良忠補任彼□  
職子細状、

副進

□通 当御代御成敗 長者宣并別当法印状案

□通 興福寺紛失状案并一条院家御下知状等案

□通 良筭売文

□子細者、当寺九品院院主良賀法印之遺弟良性寺□□

□永四年冬比、為悪党被殺害之刻、所持之財物調度之□

□被盜取矣、依之、良性之舍弟良筭経 上裁之処、以良□□

□領者、可為良筭之進退之由、被成下 長者宣、以殺害之□□

□仰武家、被処流罪畢、其間子細為 当御代御沙汰之□□

□無御不審歟、仍委細不能令注進、加之、付所領之田畠、既雖賜□

□成敗長者宣、猶依恐未代之牢籠、重立紛失状、申賜興福寺□

□綱正権之証判畢、依之、良筭致□年知□其間□□□□

□年秋比、彼領内以南湖庄之□□□□□□□□□□

遺領 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□殺害之□□永範、此四・五年之程、□移住九品院、猥令押領□

□間、既為先師殺害之怨敵之上、令押領九品院之前者、可被□

□罪科之□可訴申之旨雖令存、猛惡不善之悪党也、若企訴詔□

□之致阿党歟之由、依令恐怖、□懷愁憤空送年序之処、剩□□

□願及所領之濫妨之条、希代之狼藉、超過之悪行也、然間、依□

□恐宣愁訴之処也、訴詔之□□□□□□□□□□□□

□殺害兒童蒙 上御勘責、未蒙 御宥免□□□□□□□□□□

□也、尤可有 御炳誠者歟、抑南湖庄者、為 一乘院家之御領□

〔一〕子細於院家之処、既追出永範無道之使者、可隨良忠之□□

〔二〕蒙 御成敗畢者、早任相伝之道理、可停止永範之南洲領之□□

〔三〕預 御裁許、兼依師弟之由緒、良忠可為九品院院主□□由□□

〔四〕成敗者、弥仰 憲政之貫矣、仍粗言上如件、

弘安九年二月 日

【語句】〔一〕良忠 多武峯寺僧。本相論の訴人。良賀の「入<sup>(室力)</sup>給仕遺弟」

(5-④)。良賀の遺命に背き、良賀が惣寺に寄進した田地の私的知行

を図ったとして、良性と共に多武峯の「衆勘」を蒙り寺外に追放された。

その後、罪を免ぜられて寺内に帰住し、良算から塔堂・干川兩名の田地を買得した。

〔二〕永範 多武峯寺僧榮範。本相論の論人。多武峯の「一院」の一つ

である多楽院の沙汰により九品院院主職に補任され、九品院の興隆を

進めた。

〔三〕稻(南) 洲庄 大和高市郡に所在した莊園と思われる。『多武

峯略記』下(『群書類従』卷四三六)「第六末寺」の項によると、承安

二年(一一七二)八月に「南洲坂田寺」を多武峯の末寺とする長者宣

が出されている。また、『簡要類聚鈔 第一』(『京都大学国史研究室所

蔵 一乗院文書(抄)』)の末寺の項に「稻洲庄<sup>(寺力)</sup>」とある。稻洲莊は

これらの寺院と関係する莊園と思われる。良忠と榮範が知行の権利を

争った塔堂・干川(星河)兩名の田地は本莊内にあったと考えられる

が、当莊が「一乗院家之御領」だとする良忠の主張が事実だとすれば、

一乗院領である稻洲莊から塔堂・干川兩名の田地が何らかの理由で多

武峯寺僧の手もとに流れ、同寺の一房舎である九品院の所領に組み込

まれていたことになる。

〔四〕九品院 良賀が多楽院内に建立した房舎。建長四年(一一五二)

四月十五日僧專玄田地売券(『鎌』一〇一七四三五)に「多武峯九品

院御塔供田料」という文言が見えるから、建立はそれ以前となる。良

賀の跡を継いだ良性が殺害された後は荒廃していたようだが、新たに

院主職に補任された榮範によって堂舎・仏像などの復興が進められた。

〔五〕当御代 氏長者鷹司兼平。建治元年(一二七五)十月二十一日撰

政、弘安元年(一二七八)十二月七日関白。同十年八月十一日辞(『公

卿補任』)。

〔六〕一乗院家 信昭。建長六年(一二五四)より院務。弘安九年(一二

八六)六月十四日没。文永十年(一二七三)四月十六日(建治二年(一

二七六)七月十二日・弘安二年十二月十日)同四年四月六日興福寺別当。

6-⑥も参照。

〔七〕良算 良性の舎弟。良性遺領の領掌を図って氏長者鷹司兼平に提

訴し、建治二年五月十七日に長者宣を獲得。その後、当該所領に関す

る紛失状を作成して興福寺三綱の証判を得、遺領の一部である塔堂・

干川兩名田地を良忠に売却した。

〔八〕良賀法印 多武峯寺僧。良性・良忠らの師。多楽院内に九品院を

建立。文永四年(一二六七)以前に没する。

〔九〕良性 多武峯寺僧。良賀の弟子。良賀没後に九品院院主職を継承

したが、良忠と共に多武峯衆徒の治罰を蒙り、文永四年十一月十七日、

多楽院温室で慶弁らに殺害された。

〔一〇〕悪党 慶弁・慶敏・英尊ら。多武峯寺僧と見られる。良性を殺

害し九品院の資財を盗んだ事件の犯人として、建治二年五月に良算よ

り告発された。このうち、慶弁・英尊は六波羅探題に出頭して犯行を

自供し配流されたが、慶敏らは召喚に抵抗した。

〔一一〕武家 当該期の史料において「武家」は多く六波羅探題を指す。

良性殺害事件の処理が進められた建治二年五月当時の六波羅探題は北

条義宗。父は北条長時。文永八年十二月に北方探題に着任。翌年二月

十五日、執権北条時宗の命により南方探題北条時輔(時宗異母兄)を



攻め滅ぼす。建治二年十二月四日に六波羅探題を辞して鎌倉に下向し、翌年六月に評定衆となったが、八月十七日に二十五歳で没する。

【解説】多武峯寺内九品院の院主職およびその所領である大和国稲渚内塔堂・干川兩名をめぐる相論に関する文書。⑳と㉑はもとは一通の文書で、間に別紙は挟まず直接接続すると思われる。本相論関係文書の中で最も成立が早く、訴人良忠が最初に作成した申状と考えられる。

本文書で良忠は、栄範を良性殺害犯の一人と決めつけ、彼が九品院に移住してこれを押領し、使者を塔堂・干川兩名に派遣して田地の濫妨を行っているとして、栄範の院主職を改易するとともに、「相伝之道理」・「師弟之由緒」に基づき、良忠の院主職補任と兩名田地の進退権を認めるよう要求している。これに対して栄範は、「多楽院之沙汰」による院主職補任と九品院復興の功績により院主職および関係所領の領掌の正当性を主張している（5―④・⑤）。多武峯惣寺―多楽院の存在を背景とする栄範に対し、良忠は氏長者鷹司家の裁許や一乗院の成敗などを根拠に裁判を有利に展開しようとしていることがうかがえる。

5―④・⑤【解説】も参照。

【墨映文書】⑳・㉑ともになし。

【関連史料】5―④・⑤前掲史料、(年月日未詳)九品院院主良算重申状(弘安六・十)十一紙背、『鎌』一八―二三六四八)、正安四年十月十五日良算水田処分状(『鎌』二八―二二二六三)。

【参考文献】木村英一「鎌倉後期多武峯小考」(同『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』清文堂出版、二〇一六年、初出二〇〇八年)。

(木村英一)

②② 某注進状案 ○『鎌』未収

「神宮神主」

□□ 御教書、注進内宮并西宝殿

□□ 宮司今月三日告状併

□□ 教書併、内宮并西宝殿御鑰事、先相計可開

□□ 令下知給之条、可宜之由昨日於殿下御沙汰候

□□ 其意者謹所請如件、祢宜等凝廻商

□□ 月十一日参拜奉仕之処、正殿御鑰令被開給、叡誠

□□ 慮神慮通 叡誠欽仰之至弥致懇祈、次参西宝

□□ 仕也、此条雖為難儀無令被開給

□□ 仍注進如件、

【語句】(一) 神宮神主 本文中に「内宮」とあるので、太神宮神主。

(二) 内宮并西宝殿 内宮正殿と内宮西宝殿。宝殿は東西二殿があった。

(三) 鑰 内宮・外宮ともに、正殿・西宝殿・東宝殿の三殿は鑰で封がされていて、必要な時に鑰で開けるようになっていた。

(四) 殿下 弘安十年(一二八七)八月十一日に鷹司兼平が関白を辞し、

二条師忠が関白、氏長者になっている。

(五) 祢宜 内宮禰宜。

【解説】『兼仲卿記』弘安十年十月二日条に、この日に兼仲が参院して神宮の申す「内宮正殿并西宝殿御鑰渡固不令開」ことを奏聞したとあり、同二十三日条では、この件がその後無沙汰であるがいかかすべきかということが問題になっている。また同年十一月十四日太神宮司解案(正応元・九紙背、『鎌』二一―一六三九〇)によれば、「内宮并西宝殿御鑰事、先相計可開試由」が載せられた十月二十六日付の御教書を

得て、太神宮司が禰宜等に下知したところ、禰宜等からの請文が届いたとある。本文書に見える宮司の「今月三日告状」がこの下知にあたりとすれば、本文書は禰宜等の請文と考えられ、その作成時期は弘安十年十一月十一日から十四日までということになる。内宮正殿と西宝

殿の鎖が開かなかつたので、どのように対応するべきかということが、神宮奉行の兼仲を通じて相談された。後半は判読不能の文字もあり意味がとりにくいが、鎖を開くことを命じられた禰宜等が十一月十一日に参拝し、正殿・西宝殿ともに鎖が開いたことを報告したものである。

【墨映文書】なし。

【関連史料】『兼仲卿記』弘安十年十月二・二十三日条、弘安十年十一月十四日太神宮司解案（正応元・九紙背、『鎌』二二―一六三九〇）。

（正木有美）

⑳ 内宮禰宜等連署 ○『鎌』未収

禰宜正四位上荒木田神主<sup>(一)</sup>「興氏」<sup>(異筆)</sup>

禰宜正四位上荒木田神主<sup>(二)</sup>「経有」<sup>(異筆)</sup>

禰宜正四位下荒木田神主<sup>(三)</sup>「氏成」<sup>(異筆)</sup>

禰宜正四位下荒木田神主<sup>(四)</sup>「成言」<sup>(異筆)</sup>

【語句】(一) 荒木田神主興氏 「(皇太神宮禰宜) 補任次第」(『神道大系』神宮編五)より、弘安八年(一二八五)から内宮禰宜。

(二) 荒木田神主経有 同じく文永十一年(一二七四)から内宮禰宜。

(三) 荒木田神主氏成 同じく建治元年(一二七五)から内宮禰宜。

(四) 荒木田神主成言 同じく弘安五年から内宮禰宜。

【解説】内宮禰宜等の連署。6―⑳に関連する可能性がある。

【墨映文書】なし。

（正木有美）

生駒孝臣（大阪市史料調査会調査員、関西学院大学非常勤講師）

木村英一（関西大学・京都学園大学等非常勤講師）

栗山圭子（神戸女学院大学専任講師）

曾我部愛（関西学院大学非常勤講師）

樋口健太郎（龍谷大学特任准教授）

古野 貢（武庫川女子大学准教授）

正木有美（神戸大学大学院博士課程修了）

松永和浩（大阪大学准教授）

水野智之（中部大学教授）

（二〇一七年一〇月二三日受付、二〇一八年三月三〇日審査終了）